

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 21 日

一般社団法人 全国植物検疫協会  
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課  
課長補佐（輸入検疫班担当）

アラブ首長国連邦を経由して輸入されたイラン産ヤサイカラスウリ生果実  
及びアゼルバイジャン産ばんじろう生果実からミバエが発見された事例に  
伴う輸入検疫措置の実施について

今般、アラブ首長国連邦を経由して我が国に輸入されたイラン産ヤサイカラスウリ  
(*Coccinia grandis*) 生果実から、特にリスクの高い検疫有害動物として寄主植物の輸入  
を禁止しているウリミバエ (*Bactrocera cucurbitae*) が発見され、同国を経由して我が  
国に輸入されたアゼルバイジャン産ばんじろう (*Psidium guajava*) 生果実から、同様  
にリスクの高い検疫有害動物として寄主植物の輸入を禁止しているミカンコミバエ  
種群 (*Bactrocera dorsalis species complex*) が発見されました。

このため、イランに対しては、植物防疫法施行規則（昭和 25 年 6 月 30 日付け農林  
省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の 4 項で規定されているウリミバエの寄  
主植物、アゼルバイジャンに対しては、規則別表 2 の 2 項で規定されているミカンコ  
ミバエ種群の寄主植物について検疫証明書の発給停止を要請しました。

また、今回の事例に鑑み、第三国を経由してイラン産のウリミバエの寄主植物及び  
アゼルバイジャン産のミカンコミバエ種群の寄主植物が、我が国に向けて輸出される  
可能性があることから、SPS 緊急通報により、我が国は当該寄主植物の輸入を停止す  
る旨を諸外国に周知し、令和 6 年 3 月 25 日以降、輸入検査においては、下記により  
対応を行うこととしましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。また、  
今回の取扱いについて、ご不明な点等ございましたら、当課（輸入検疫班担当）又は  
最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願いいたします。

記

## 1. 対象植物

- (1) イラン産のウリミバエの寄主植物（規則別表2の4項で規定されている植物）
- (2) アゼルバイジャン産のミカンコミバエ種群の寄主植物（規則別表2の2項で規定されている植物）

## 2. 輸入検査での措置

令和6年3月25日以降に発給された検査証明書を添付し輸入された対象植物について、廃棄を命ずる。